

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	水中自動汽水分離器等取扱装置の漏洩確認時、取扱装置回転角度検出用水密ケースのケーブル貫通部にエアリークが認められたため、当該貫通部の部品を交換	D	
2	1号機	制御棒水圧制御ユニット付きスクラム用パイロット電磁弁の端子箱において、蝶番部の止めネジ及び電磁弁本体の端子箱の止めネジの外れが認められたため、当該部の止めネジを取付	D	
3	1号機	原子炉水浄化系再循環ポンプ（A・B）軸受用冷却水配管（原子炉補機冷却系）において、保温材より結露が認められたため、当該部保温材を修理	D	
4	1号機	廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置冷却水循環ポンプ（B）において、カップリング側グランドパッキンよりリークが認められたため、当該グランドパッキンを交換	D	
5	1号機	給水ポンプ室局所空調機の排気口において、格子（防護網）の無いことが認められたため、当該部の格子を取付	D	
6	2号機	サプレッションプール水温度記録計のループ試験時、警報動作値に設定値外れが認められたため、当該記録計を交換	D	
7	2号機	主タービン抽気（蒸気）系第一段抽気逆止弁のグランドリークオフ配管点検時、配管内に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
8	2号機	消火ポンプ室の空気式温度調節計点検時、ラック内ユニオン接手部よりリークが認められたため、当該継手部を交換	D	
9	2号機	燃料プール冷却材浄化系フィルタ洗浄水供給弁においてグランド部にリーク（にじみ）が認められたため、当該部を補修	D	
10	3号機	制御棒駆動水ポンプ（B）停止時において、CS「切」操作と同時に「制御棒駆動水ポンプA/Bしゃ断トリップ」警報表示の発生し、即クリアする事象が認められたため、当該制御回路を点検・修理	D	
11	3号機	発電機用屋外水素ボンベ室内において、ボンベ元弁ヘッダー付け根部配管にピンホールリークが認められたため、当該部を点検・補修	D	
12	3号機	取水口監視用カメラ装置において、腐食による照明の脱落が認められたため、当該照明を修理	D	
13	3号機	残留熱除去海水（B）系ポンプ出口ストレナ差圧計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
14	4号機	原子炉隔離時冷却水ポンプにおいて、カップリングカバーの固定ネジの外れ（2箇所）が認められたため、当該ネジを取付	D	
15	4号機	タービン建屋床ドレンサンピットにおいて、ポンプベース面に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	4号機	制御棒駆動機構水圧制御ユニット（38-27）リークドレン検出配管の継ぎ手部より微少リークが認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	5号機	タービン建屋換気空調系冷水ポンプ（A）において、軸受油補給器に破損（ひび割れ）が認められたため、当該部を修理	D	
18	5号機	屋外トレンチサンプ（B）ピットの蓋に腐食が認められたため、当該蓋を点検・修理	D	
19	5号機	屋外タービン建屋南側防護柵外側において、チェッカープレートに腐食が認められたため、当該プレートを交換	D	
20	5号機	放射性廃棄物処理系廃液ろ過器1次ベント弁及び廃液ろ過器逆洗排出弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	6号機	補助ボイラ保安日誌（月報）H17年10月～12月分に作成の遅延が認められたため、対応検討	C	
22	6号機	放射性廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（A）において、駆動モータに異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	6号機	所内ボイラ換気空調系冷水ポンプ用モータにおいて、ファンカバーに腐食が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
24	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット端子箱において、ふた落下防止チェーンに外れ（21箇所）が認められたため、当該チェーンを取付	D	
25	集中環境施設	高電導度廃液系濃縮廃液貯蔵タンク（B）の廃液入口弁の点検時、タンク内の負圧により清掃で使用していた濡れキムタオルのタンク内への吸込が認められたため、対応検討	D	
26	集中環境施設	廃液乾燥固化系乾燥機水分計ホッパ（B）の入口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
27	集中環境施設	焼却工作建屋の排風機（B）出口ダンパに閉動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
28	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液供給ポンプ（A）において、軸シール水入口弁よりインリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで